

平成23年6月

受益者の皆様へ

I T Cインベストメント・パートナーズ株式会社

「日本新興株グロースファンド」
の信託の終了（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、標記追加型証券投資信託につきまして、投資信託約款に定める規定により、下記のとおり信託を終了（繰上償還）させていただく予定でございますのでお知らせいたします。

敬具

<記>

1. 信託終了の対象となるファンド

日本新興株グロースファンド（以下「ファンド」という場合があります。）

2. 信託終了の理由

ファンドの純資産総額（平成23年5月末日現在約8千2百万円）の減少傾向が継続しており、今後もこの傾向が続いた場合は、運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難な状況になることが懸念されます。このような状況の下、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資すると判断し、誠に残念ではありますが、この度信託を終了させていただく予定となりました。

受益者の皆様には、この度の信託終了につきまして、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

3. 信託終了の日程と手続き

(1) 信託終了の日程

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ① 公告日 | : 平成23年6月15日 |
| ② 受益者の異議申立期間 | : 平成23年6月15日から平成23年7月15日まで |
| ③ 投資信託契約解約届出書提出日 | : 平成23年7月21日 |
| ④ 異議申立受益者の買取請求期間 | : 平成23年7月22日から平成23年8月10日まで |
| ⑤ 信託終了日 | : 平成23年8月19日 |

(2) 異議申立ての手続き

平成23年6月15日現在の受益者の方は、上記の異議申立期間中に、I T Cインベストメント・パートナーズ株式会社に対し、書面によりこの信託終了に対する異議を申し立てることができません。

なお、信託の終了に異議のない受益者の方は、お手続きの必要はございません。

(3) 信託終了の実施

異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、平成23年6月15日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成23年7月21日付けで金融庁に投資信託契約解約の届出を行い、平成23年8月19日に信託を終了します。

なお、異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、平成23年6月15日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、ファンドの信託の終了は行いません。この場合、信託の終了を行わない旨を、異議申立期間終了後、速やかに弊社ホームページ上にて公告（公告アドレス <http://itc-ip.com/notification/index.html>）し、書面にてご報告いたします。

4. 異議申立ての方法

予定しております信託の終了に対して異議のある受益者の方は、大変ご面倒をおかけいたしますが、はがき・封書等の書面に以下の内容をご記入の上、平成23年7月15日必着で、下記宛にご郵送下さい。なお、頂戴する個人情報の取扱いにつきましては、下記（3）の内容をお読み下さい。

(1) 宛先

〒107-0061 東京都港区北青山二丁目11番3号 青山プラザビル4階

I T C インベストメント・パートナーズ株式会社 信託終了に関する異議申立窓口

(2) ご記入いただく内容

①住所 ②氏名又は会社名（署名、販売会社へのお届け捺印） ③電話番号（日中連絡先） ④ファンド名「日本新興株グロースファンド」 ⑤販売会社名および取扱店名、口座番号 ⑥ 平成23年6月15日現在の保有口数 ⑦信託の終了に対して異議を申立てる旨

※異議申立てをされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

※ファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有する全ての販売会社名および取扱店名、口座番号をご記入下さい。

※ご自身の受益権口数等がご不明の場合は、お取扱い販売会社へご確認の上、ご記入下さい。

※上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付けできなくなる場合がありますのでご留意下さい。

※異議申立ての情報につきましては、弊社と販売会社、または、受託会社との間で、その内容を共有することとさせていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

(3) 個人情報の取扱い

異議申立てに際して販売会社、受託会社、弊社が取得した個人情報は、この信託契約の解約に関する異議申立ての受益権口数の管理および買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。

5. 異議申立てをされた受益者の買取請求の手続き

異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、平成23年6月15日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、信託の終了が決定した場合は、異議申立てをされた受益者の方は、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社に対し、ファンドの信託財産による買取りを請求することができ

ます。（買取請求手続きについては、異議申立てをされた受益者の方に対して、改めてご案内させていただきます。）

(1) 買取請求の受付期間

平成23年7月22日から平成23年8月10日まで

(2) 買取請求の手順

- ①弊社より異議申立てをされた受益者の方への「買取請求のご案内」の送付
- ②買取請求必要書類のご記入
- ③販売会社の取引店への買取請求必要書類のご提出
- ④販売会社から弊社を經由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑤受託会社での買取請求必要書類の受理およびファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑥受託会社からご指定銀行口座への買取代金の振込み

(3) 買取請求の相手方

この買取請求は、異議申立てをされた受益者の方が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

(4) 買取価額

買取価額は、原則、受託会社が買取請求必要書類を受理した日に算出される解約価額とさせていただきます。

また、課税対象額がある場合には税額が差引かれます。また、受託会社より買取代金をお支払する際に、振込手数料および計算書送付費用等の費用が差引かれます。

(5) ご留意点

- ①上記(2)に記載の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払までに通常の解約請求の場合よりも日数を要することがあります。
- ②異議の申立てをされた受益者の方が必ず買取請求をしなければならない訳ではありません。異議申立期間中、買取請求期間中ともに、通常どおり、ファンドの換金（解約）申込みを受付けます。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

I T C インベストメント・パートナーズ株式会社 信託終了に関する問い合わせ窓口
電話番号 0120-580446 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)